

SIP戦略的イノベーション創造プログラム（豊かな食が提供される持続可能なフードチェーンの構築）
の公募に関するQ&A（4月14日～8月17日）

分類	質問内容	回答
<p>参画機関と協力機関について</p>	<p>参画する民間企業について、構成員と協力機関の違いは？</p>	<p>公募要領 「5民間投資（民間企業によるマッチングファンド） ①民間投資の範囲」をごらん下さい。</p> <p>研究開発項目に示す達成目標の実現に向けた研究開発等の着実な推進、委託研究の実施により得られた成果の実用化・事業化、普及を目的として、</p> <p>委託研究を受託する民間企業 及び 委託研究を受託せずに当該委託研究の実施に協力する研究機関等（以下「協力機関」という。）として参画する民間企業</p> <p>○協力機関とは（令和4年4月 委託業務研究実施要領～事務処理編～より抜粋） ア 協力機関とは、実施計画書に具体的に規定された者で研究課題を遂行する上で協力が必要な第三者です。 構成員は、協力機関の協力を得て委託業務を行おうとするときは、次の各号の条件を満たすことが必要です。 a) 試験研究計画書の中で協力機関の名称及び共同研究の実施内容を明確にし、「第三者と共同研究する理由書」（事業様式5）を事前に提出の上、生研支援センターに提出すること。 b) 構成員は、試験研究計画書の中で、協力機関の名称及び共同研究の実施内容を明確にすること。 c) 構成員は、協力機関との間で、委託契約書に規定した成果の秘密保持及び取扱いに係る規定を適用した共同研究契約等を事前に締結すること。 d) c)の共同研究契約等は、本事業実施要領及び委託契約との関係が明示され、本契約における秘密保持及び成果の取扱いに係る規定に適合した契約であること。 e) 構成員は、c)の共同研究契約等を締結するに際して、代表機関を通じて生研支援センターに契約内容を事前に開示するとともに、生研支援センターが必要と認める場合はその内容について調整を行うこと。 f) 構成員は、共同研究を行うことについて、事前に構成員全員の同意を得ること。</p> <p>イ その他、協力機関は、次のような取扱いとなります。 a) 協力機関は研究費の配分を直接受けることができません。必要な経費は代表機関等構成員から外注、依頼出張、謝金等の形で支払われます。 b) 原則として、協力機関に研究成果に係る特許権等を帰属させることはできません。ただし、構成員は特許権等の共同出願の規定に基づいて当該協力機関との間で共有することができるものとします。 c) 当該研究課題の成果について、構成員が次の条件を満たす場合、協力機関が公表、利用又は普及することを認めます。 ・構成員は、協力機関による成果を公表、利用又は普及することについて、事前に構成員全員の同意を得ること。 ・構成員は、「研究実施内容等発表事前（事後）通知書（広報様式1）」を作成し、代表機関を通じて、生研支援センターに提出すること。 ・協力機関が公表、利用又は普及する成果に委託業務の成果が含まれることを当該成果に明示すること。口頭発表を行う場合は委託業務の成果が含まれることを口述すること。 d) 協力機関は生研支援センターとコンソーシアムとの委託契約の対象外であり、守秘義務の対象となっておりません。しかし、協力機関は委託先のコンソーシアムが運営する検討会等への参加により、委託業務の目的、内容及び成果を知り得る立場にあるため、研究成果等が漏洩することがないように、コンソーシアムごとに定める協定書に守秘義務をあらかじめ規定しておく必要があります。</p>
	<p>研究開始後に協力機関を参画機関に変更することは可能か？</p>	<p>コンソーシアム構成員の同意と試験研究計画の変更により、協力機関を研究期間の途中から委託費を計上する参画機関に変更することは可能です。</p>

分類	質問内容	回答
マッチングファンドについて	マッチングファンドの額の出し方について、民間企業の持ち出し分がこれくらいというのを提示すればよいのか？どのように記載すればいいのか？	<p>参画機関である民間企業は、研究を実施し、委託費でまかなえなかった分を記載ください。また、委託費の配分のない参画機関・協力機関である民間企業は、当該研究目的のために活動して支払った経費を記載下さい。</p> <p>経費は社内価格等何らかの基準に基づいて金額換算し記載下さい。</p> <p>提案書には見込額を記載下さい。報告は、実績報告書の添付資料として実際にかかった金額を記載いただく予定です。</p>
	提案した民間投資見込額の根拠を証明する必要がありますか？	証明する必要はありません。
	研究計画提案書に民間投資額を記載することになりますが、マッチング率の指定はありますか。また、初年度設定されない場合、ご指定の予定年度をご教示ください。また、民間投資額は採択に影響がありますか。	<p>提案時点でのマッチング率の指定はございませんが、今後、社会実装等に向けて民間企業参画の推進をお願いし、マッチング率を高めていただくことになると考えています。</p> <p>なお、民間投資があるか否かについて、審査基準に基づいて審査することになります。（公募要領8の（3）参照） https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/sip/sip3_sinsayouryo.pdf</p> <p><参考> 民間企業からの貢献や、マッチングファンドの考え方については、内閣府のSIPのホームページをご参照ください。 https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sipshishin.pdf https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_matchingfund.pdf</p>
間接経費について 公募要領に地方公共団体の間接経費率は記載されていないが何%か？	<p>地方公共団体は15%です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等※2 については 15%以内（大学等については委託業務に直接従事する 研究室等に必要の間接経費を配分する場合は 15%以内の加算ができます。） ・国立研究開発法人等※3 については 15%以内 ・企業（中小企業を除く。）については 10%以内 ・中小企業※4 及び技術研究組合については 20%以内 <p>※1：戦略的イノベーション創造プログラムは、競争的研究費です。 ※2：国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人 ※3：国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関 ※4：中小企業の定義は中小企業等経営強化法第2条第1項及び同法施行令第1条に基づくものとします。</p>	
複数の提案について	一人の研究者が複数の提案に参画することは可能か。	可能です。ただしエフォート管理をするため、エフォート率100%を超えないよう留意して下さい。
再委託	再委託は不可能となっているが、データの解析等は企業に委託はできないのか。	データの解析等でも研究要素を含まない役務は発注可能です。研究要素を含む場合は、研究グループの構成員として参画して下さい。
知財等	知財の中には、著作権（動画、プログラム、パンフレット等）が含まれるのか。	著作権については、知的財産権に含まれます。
	アンケートのローデータ、動画等の著作物もメタデータとする必要があるか。	アンケート等については、それに関わる成果に応じてメタデータとする必要があるか判断する必要があると考えます。なお、メタデータとして管理するものについては、データマネジメントプランの中でしっかりその扱いを定めていただく必要があります。

分類	質問内容	回答
経理	研究成果により収益が生じた場合の取扱いはどうなるか。	本事業では、収益納付の規定は適用しない取扱いになります。
経理	間接経費の割合について以下のとおり、解釈が異なる記載があります。当社においても30%と認識してよろしいでしょうか。 公募要領4ー(3)ー2)間接経費の文中に「直接経費総額の10~30%の割合」と記載があります。 一方で、別文書「競争的研究費の間接経費の執行にかかる共通指針」には「直接経費の30%にあたる額」と記載があります。 (昨日の説明会では、この趣旨でのご説明だったかと思えます。) さらにもう一方、「試験研究計画提案書」の「各構成員名:」の最後部に(注4)として「間接経費は企業においては10%」の旨の記載があります。	これまでSIPは競争的研究費に準じて対応しており、間接経費については直接経費総額の30%以内として研究機関等により異なっております。令和5年度の間接経費の割合については、SIP第2期と同じ以下のとおりとなります。 ・大学等※1については15%以内(大学等については委託業務に直接従事する研究室等に必要な間接経費を配分する場合は15%以内の加算ができます。) ・国立研究開発法人等※2については15%以内 ・企業(中小企業を除く。)については10%以内 ・中小企業※3及び技術研究組合については20%以内 ※1:国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人 ※2:国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関 ※3:中小企業の定義は中小企業等経営強化法第2条第1項及び同法施行令第1条に基づくものとします。
経理	間接経費計上に必要な証拠書類について「競争的研究費の間接経費の執行にかかる共通指針」の文書内に、「研究者に対し必要以上の書類を求めないよう配慮すること」と記載があります。 例えば電気代を間接経費に計上する場合、電力会社からの請求書(総額)があれば良く、領収書や、面積分の按分計算までは不要(=用意が難しい証憑に関しては不要)と解釈してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
名簿	研究員名簿について以下の理解でお間違いないですか? 応募のタイミングでは研究員名簿の提出は不要 採択後は提出が必要となる。 その提出の際、研究員全員のe-Radの登録番号を記載する(=採択前から登録は進めておかない)ならない)	貴見のとおりです。 なお、提案書では共同研究機関の研究実施責任者や協力機関の担当者がいらっしゃいましたら記載をお願いしているところです。
提案	サブ課題の網羅性は問われるのか。 申請時に一つのサブ課題に特化した計画を想定しているが、ほかのテーマにも合致する内容があるとプラス評価されるのでしょうか。	今回の提案は、サブ課題全体を包括する包括提案型とサブ課題の細目単位での技術提案型のみとしています。従いまして、例えばA、Bのサブ課題の細目で提案されるのであれば、技術提案でそれぞれで応募することは可能です。 なお、技術提案では、該当するサブ課題の包括提案側との相乗効果が期待できるかについて評価対象とはなりません。
提案	サブ課題の採択件数は、包括提案型、技術提案型、それぞれ何件を予定されているのでしょうか?	採択予定件数は決めておりません。提案内容等や予算を審査していただき、最終的にそれを踏まえて決定される予定となります。
研究管理運営機関	公募要領4ページに「研究管理運営機関」の設置が可能となっていますが、例にはないですが、大学でも可能でしょうか?	設置の要件を満たし得るところであれば可能です。
研究管理運営機関	公募要領の「(6)研究管理運営機関を設置できる要件」では、「キ原則、生研支援センター又は他の公的機関との委託契約の実績を有し、委託契約手続きを円滑に行うことができる能力・体制を有すること。」となっていますが、新たに組織を作る場合は、問題ないでしょうか?	設置の要件を満たし得るところであれば可能です。

分類	質問内容	回答
研究管理運営機関	「試験研究計画提案書」に「本様式を提出するに当たっては、必ず都道府県又は中小企業等の財政担当部長等の了承を得るとともに、財政部局担当者の連絡先（担当者氏名、所属部署、役職、電話番号及びE-mailアドレス）を記入してください。」とありますが、地方公共団体や中小企業が代表者の場合の設置例があるためでしょうか？	地方公共団体や中小企業が代表者の場合の設置例があるということではなく、研究管理運営機関の設置は特例であり、組織として承知した上で進めていることを確認するためのものです。
研究管理運営機関	「研究管理運営機関」の予算計上はどのようにするのでしょうか？ また、直接経費なのでしょうか？ 間接経費なのでしょうか？	研究管理運営事務を専門に行う研究管理運営機関における直接経費の15%に相当する額を上限として一般管理費として計上することができます。 なお、研究管理運営機関は研究管理が役割ですので、その事務のための人件費、旅費等については、直接経費に計上することになります。（参考：令和4年4月 委託業務研究実施要領～事務処理編～P26）
提案	包括提案型は、研究開発項目aとbを含めた全ての内容についての提案ですか。 技術提案型は個別の研究開発項目についての提案ですか。	公募要領7ページにおいて、研究開発項目はA、B、C、D、Eの部分を含みます。例えば、研究開発項目AであればA①、A②、A③の全てを含むものとなります。 従いまして、包括提案について、例えば、研究開発項目Aで応募する場合は、A①、A②、A③を全て含んだ提案となります。 技術提案については、研究開発項目に付随する細目の提案であり、例えば、A①の個別の提案となります。 （公募要領別紙様式2表紙参照）
提案	包括提案型の採択候補と技術提案型採択候補は必ず1つのコンソーシアムを構成しなければならないという理解で間違いありませんか？	必ずしも1つのコンソーシアムで提案しなければならないというわけではありませんが、少なくとも包括提案型は研究開発項目を包括した提案が前提ですので1つの研究グループ名での提案になります。なお、包括提案とは別として技術提案型に応募することは可能です。
提案	包括提案型と技術提案型の両方に提案（応募）することは可能でしょうか。	可能です。
知財合意書 データマネジメント	知的財産権に関する取り決めとデータマネジメントに関する取扱いについて、コンソーシアム内で1本の合意書（知的財産およびデータマネジメントに関する条文を記載）として定めてよろしいでしょうか。	結構です。
提案	コンソーシアム内で組織される知財委員会は、生研支援センターが設置する知財委員会とは別構成の組織と理解しておりますが、間違いありませんか。また、コンソーシアム組合員（構成機関）以外の者は参画しないという考えで間違いありませんか。	ご指摘のとおり、コンソーシアム内で組織される知財委員会は、生研支援センターが設置する知財委員会とは別組織となります。名称についてはコンソーシアムでお考えいただいても良いと思いますが、これについては「知財運営委員会（仮称）」として実施要領で規定しようと考えています。 なお、貴見のとおり、構成員は研究代表者及び協議の対象となる特許権等に関連する共同研究機関から構成され、必要に応じて秘密保持に関して本規約の遵守に同意した外部有識者を加えることができるものと考えています。
提案	コンソーシアム規約ひな形ファイルの「知財合意書（案）作成例」の第3条に記載のある〇〇コンソーシアム知財運営委員会とは、どのような位置づけのものなのでしょうか。	ご質問のあった「コンソーシアム内で組織される知財委員会」を考えています。
提案	「委託予定先となった研究機関あるいは研究グループの提案における研究費合計額が、当該委託予定の研究開発項目の上限額を超える場合は、8（5）の試験研究計画を修正する際に、研究費を調整していただきます。」とありますが、どのような場合を想定されているのか。	委託予定先については、包括提案で提案された研究グループと技術提案で提案された研究機関で構成されたコンソーシアムとなる場合が考えられ、その場合、単に合算したときには、予算の上限額を超えることも想定されるところです。 この場合は、研究計画の見直しの調整とともに、研究費を調整する可能性があるため、このことを規定しているものです。
提案	様式2-1の7.において、包括提案の場合、予算額は、全体の上限額中、技術提案型として示されている①のa、b、cそれぞれの対応する部分に分けて記載する必要がありますか。	包括提案の場合は、研究開発項目の全体額を上限としているところです。公募要領では、例えばAの場合、①のa、b、cの技術提案型の応募もしており、それぞれの上限額を定めていますが、包括提案型は定めていません。したがって研究開発項目の細目毎に分けることを要領では求めておりませんので分ける必要はありません。 なお、提案者の中でそういった仕分けが関係者間でわかりやすい等の理由で分けて記載した方が適当と判断される場合、総計とともに、細目単位で分けて記載することを妨げません。